

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年10月5日

大阪府知事 殿

提出者

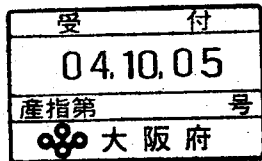
住 所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目4-41

氏 名 一般財団法人 日本食品分析センター
彩都研究所

研究所長 吉田 員則

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-641-8950



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	一般財団法人日本食品分析センター 彩都研究所
事業場の所在地	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目4-41
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	71：学術・開発研究機関
②事業の規模	7,402㎡
③従業員数	215人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2021年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油(有害)
	排出量	54.069 t	0.603 t
	(これまでに実施した取組) ・分析工程の改良による廃液量の減量化の結果はまだ出せていないが、2020年度は依頼試験件数の減少により、特別管理産業廃棄物の排出量が減少した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油(有害)
	排出量	51.36555 t	0.57285 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、廃液を減量化できる分析工程を検討していく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃液の種類に応じて分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き分別保管を徹底する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（2021年度）実績】			
③強酸	④強アルカリ	⑤廃酸（有害）	⑥感染性廃棄物
17.39 t	7.255 t	0.606 t	0.288 t
【目標】			
③強酸	④強アルカリ	⑤廃酸（有害）	⑥感染性廃棄物
16.5205 t	6.89225 t	0.5757 t	0.2736 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度(2021年度)実績】			
⑧廃アルカリ(有害)	⑩排水銀等	-	-
0.006 t	0.448 t	- t	- t
【目標】			
⑧廃アルカリ(有害)	⑩排水銀等	-	-
0.0057 t	0.4256 t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油(有害)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
・実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油(有害)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
・予定なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油(有害)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
・実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油(有害)
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
・予定なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（2021年度）実績】			
③強酸	④強アルカリ	⑤廃酸（有害）	⑥感染性廃棄物
- t	- t	- t	- t
【目標】			
③強酸	④強アルカリ	⑤廃酸（有害）	⑥感染性廃棄物
- t	- t	- t	- t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（2021年度）実績】			
③強酸	④強アルカリ	⑤廃酸（有害）	⑥感染性廃棄物
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
【目標】			
③強酸	④強アルカリ	⑤廃酸（有害）	⑥感染性廃棄物
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（2021年度）実績】			
⑧廃アルカリ（有害）	⑩排水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
⑧廃アルカリ（有害）	⑩排水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（2021年度）実績】			
⑧廃アルカリ（有害）	⑩排水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
⑧廃アルカリ（有害）	⑩排水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度 (2021年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油 (有害)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油 (有害)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度 (2021年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油 (有害)
	全処理委託量	54.069 t	0.603 t
	優良認定処理業者への処理委託量	54.069 t	0.603 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	13.029 t	0.603 t
	(これまでに実施した取組) ・処理業者と適正に契約を結び、連携して廃棄物の減量化を推進している。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
【前年度（2021年度）実績】			
③強酸	④強アルカリ	⑤廃酸（有害）	⑥感染性廃棄物
- t	- t	- t	- t
【目標】			
③強酸	④強アルカリ	⑤廃酸（有害）	⑥感染性廃棄物
- t	- t	- t	- t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（2021年度）実績】			
③強酸	④強アルカリ	⑤廃酸（有害）	⑥感染性廃棄物
17.39 t	7.255 t	0.606 t	0.288 t
17.39 t	7.255 t	0.606 t	0.288 t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
17.34 t	7.255 t	0 t	0.288 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度(2021年度)実績】

⑧廃アルカリ(有害)	⑩排水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t

【目標】

⑧廃アルカリ(有害)	⑩排水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(2021年度)実績】

⑧廃アルカリ(有害)	⑩排水銀等	—	—
0.006 t	0.448 t	— t	— t
0.006 t	0.448 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
0 t	0 t	— t	— t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油(有害)
	全処理委託量	51.36555 t	0.57285 t
	優良認定処理業者への処理委託量	51.36555 t	0.57285 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	12.37755 t	0.57285 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・引き続き、減量化を推進していく。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(2021年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	81 t	
	(今後実施する予定の取組等) 2019年8月19日より、電子マニフェストの運用を開始。 現在、特別管理産業廃棄物については、全て電子マニフェストへ移行済み。		
※事務処理欄			

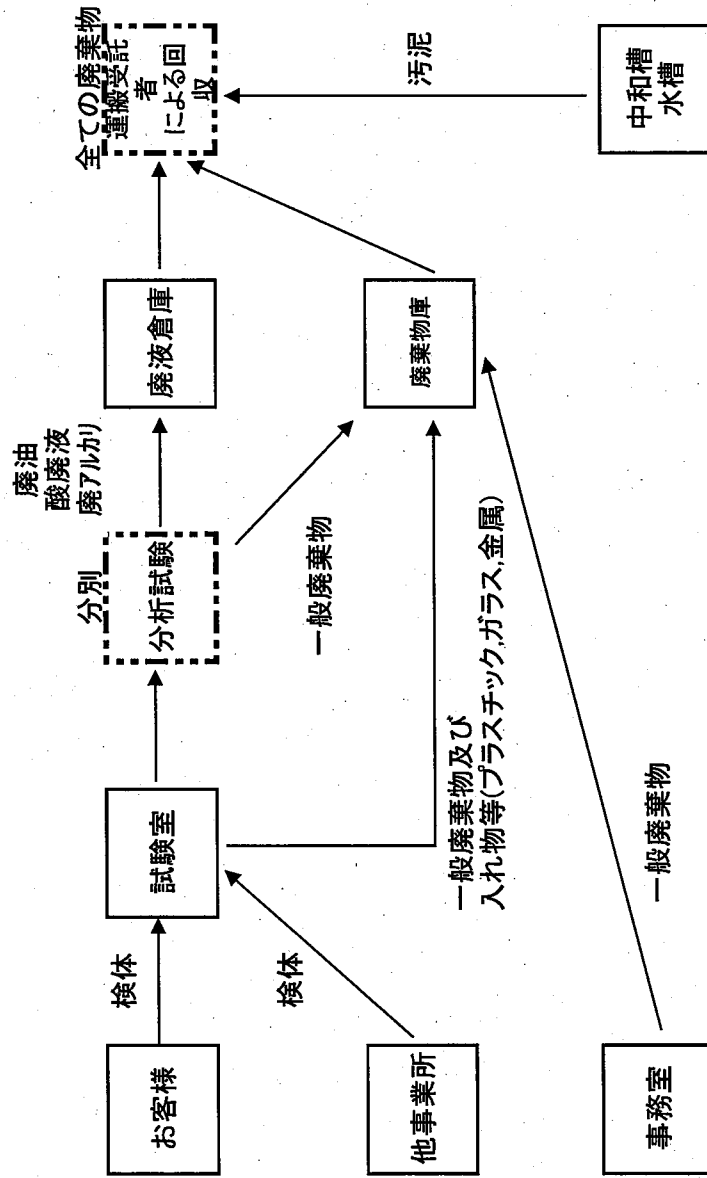
【目標】			
③強酸	④強アルカリ	⑤廃酸（有害）	⑥感染性廃棄物
16.5205 t	6.89225 t	0.5757 t	0.2736 t
16.5205 t	6.89225 t	0.5757 t	0.2736 t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
16.473 t	6.89225 t	0 t	0.2736 t

【目標】			
⑧廃アルカリ (有害)	⑩排水銀等	-	-
0.0057 t	0.4256 t	- t	- t
0.0057 t	0.4256 t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
0 t	0 t	- t	- t

備考

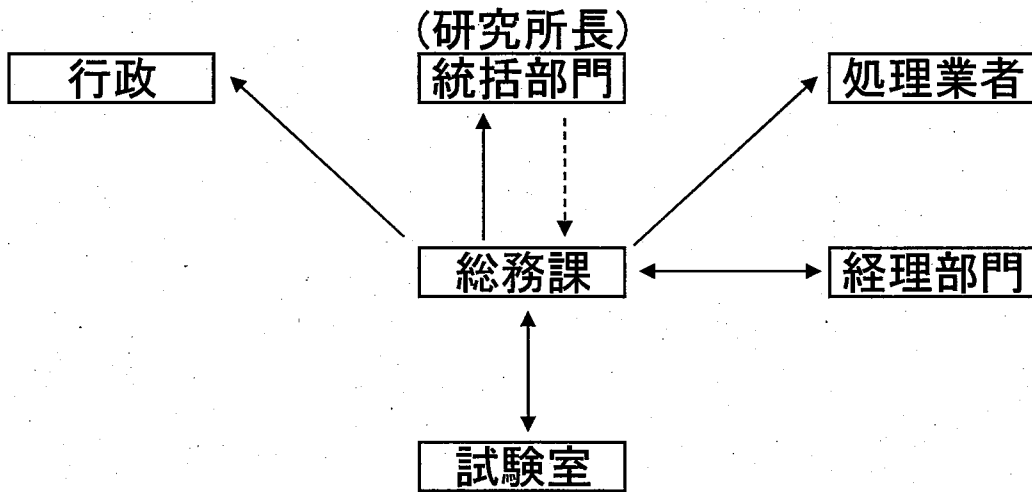
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物発生工程フローシート/処理工程フローシート



* 感染性廃棄物は試験室より直接運搬受託業者へ

〔社内組織図〕



- 報 告
- - - - -> 指 示
- ←———— 相互連絡

〔各部署の役割〕

統括部門	ゴミ減量化の指示・命令 社内産廃減量化体制 社内での産廃適正管理,減量化に関する啓発
総務課	産廃の発生から処分に至るまでの帳簿等作成 産廃の種類ごとの発生量,排出量及び性状等のチェック,集計 委託業者の処理施設の定期的査察 行政に対する報告等 委託処理業者との契約書・許可証・マニフェスト管理 試験室間の調整及び指示 産廃処理計画の策定及びその実施 試験室からの意見・案の取りまとめ 上記内容を統括部門に報告
試験室	処理工程の開発 産業廃棄物減量化手法の研究 上記内容を総務課に報告
経理部門	産業廃棄物の適正処理費用の算出 委託料金の管理 上記内容を総務課に報告

北

